5　主務大臣は、特定商取引適正化業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、指定法人に対し、特定商取引適正化業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、特定商取引適正化業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。	5　第１項から第３項までの規定は、通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者及び業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者について準用する。この場合において、第２項及び第３項中「販売業者等」とあるのは、「通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者」と読み替えるものとする。
6　第１項から第４項までの規定は、通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者及び業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者について準用する。この場合において、第２項から第４項までの規定中「販売業者等」とあるのは、「通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者」と読み替えるものとする。	6　第１項若しくは第２項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）又は第４項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
7　第１項から第３項まで（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）又は第５項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。	7　第１項若しくは第２項（これらの規定を第５項において準用する場合を含む。）又は第４項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
8　第１項から第３項まで（これらの規定を第６項において準用する場合を含む。）又は第５項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	
第71条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、６月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。	**第71条**　次の各号のいずれかに該当する者は、６月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
三　第66条第１項（同条第６項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同条第１項の規定による物件を提出せず、若しくは虚偽の物件を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。	三　第66条第１項（同条第５項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同条第１項の規定による物件を提出せず、若しくは虚偽の物件を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
四　第66条第２項（同条第６項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同条第２項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。	四　第66条第２項（同条第５項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同条第２項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
第73条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。	**第73条**　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
二　第66条第３項（同条第６項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。	
四　第66条第５項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。	三　第66条第４項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
（備考）　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とすること。 ２　発行者は、内閣総理大臣、消費者庁長官若しくは経済産業局長、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣	（備考）　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とすること。 ２　発行者は、内閣総理大臣、消費者庁長官若しくは経済産業局長、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣

附　則

この命令は、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年六月一日）から施行する。